

平成二十一年法律第四十八号

消費者庁及び消費者委員会設置法

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 消費者庁の設置（第二条）

第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等（第三条―第五条）

第三節 審議会等（第五条の二―第五条の五）

第三章 消費者委員会（第六条―第十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、消費者庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、消費者委員会の設置及び組織等を定めるものとする。

第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 消費者庁の設置

（設置）

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、消費者庁を設置する。

2 消費者庁の長は、消費者庁長官（以下「長官」という。）とする。

第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等

（任務）

第三条 消費者庁は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、消費者庁は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3 消費者庁は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

（所掌事務）

第四条 消費者庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。

一 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

二 消費者の利益の擁護及び増進に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。

三 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に關する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

四 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）の規定による消費者安全の確保に關すること。

四の二 販売の用に供し、又は営業上使用する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十八条第一項に規定するおもちゃ（第十六号において「食品等」という。）及び同条第二項に規定する洗淨剤の衛生に關する規格又は基準の策定に關すること。

五 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による宅地建物取引業者の相手方等（同法第三十五条第一項第十四号イに規定するものに限る。）の利益の保護に關すること。

六 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の規定による旅行者等の利益の保護に關すること。

七 割賦販売法（昭和三十六年法律第二百五十九号）の規定による購入者等（同法第一条第一項に規定するものをいう。）の利益の保護に關すること。

八 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三章第二節の規定による重大製品事故に關する措置に關すること。

九 特定商取引に關する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定による購入者等（同法第一条に規定するものをいう。）の利益の保護に關すること。

十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定による個人である資金需要者等（同法第二十四条の六の三第三項に規定するものをいう。）の利益の保護に關すること。

十一 預託等取引に關する法律（昭和六十一年法律第六十二号）の規定による預託者の利益の保護に關すること。

十二 特定電子メールの送信の適正化等に關する法律（平成十四年法律第二十六号）の規定による特定電子メールの受信をする者の利益の保護に關すること。

十三 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定並びに食品の安全性の確保に關する關係者相互間の情報及び意見の交換に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。

十三の二 消費者教育の推進に關する法律（平成二十四年法律第六十一号）第九条第一項に規定する消費者教育の推進に關する基本的な方針の策定及び推進に關すること。

十三の三 食品ロスの削減の推進に關する法律（令和元年法律第十九号）第十一条第一項に規定する食品ロスの削減の推進に關する基本的な方針の策定及び推進に關すること。

十三の四 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に關する法律（令和三年法律第三十二号）の規定による取引デジタルプラットフォームを利用する消費者（同法第二条第三項に規定するものをいう。）の利益の保護に關すること。

十四 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第二条第三項又は第四項に規定する景品類又は表示（第六条第二項第一号ハにおいて「景品類等」という。）の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に關すること。

十四の二 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の規定による販売の用に供する食品に關する表示の適正の確保に關すること。

十四の三 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に關する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に關する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地の伝達（酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。）に關すること。

十五 食品衛生法第十九条第一項（同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準に關すること。

十六 食品衛生法第二十条（同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた食品等の取締りに關すること。

十七 日本農林規格等に關する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五十九条第一項に規定する基準に關すること。

十八 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項に規定する表示の標準となるべき事項に關すること。

十九 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二条第三項に規定する日本住宅性能表示基準に關すること（個人である住宅購入者等（同条第四項に規定するものを含む。）の利益の保護に係るものに限る。）。

二十 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第四十三條第一項に規定する特別用途表示及び同法第六十五條第一項に規定する表示に關すること。

二十一 物価に關する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

二十二 公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第二条第二項に規定するものをいう。第六条第二項第一号ホにおいて同じ。）の保護に關すること。

二十三 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和四年法律第百五号）の規定による法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護に關すること。

二十四 消費生活の動向に關する総合的な調査に關すること。

二十五 所掌事務に係る国際協力に關すること。

二十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に關する研修を行うこと。

二十七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消費者庁に属させられた事務

2 前項に定めるもののほか、消費者庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に關する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二條第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一 消費者基本法第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に關する事項

二 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に關する事項

3 前二項に定めるもののほか、消費者庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に關連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に關して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に關する事務をつかさどる。

（資料の提出要求等）

第五条 長官は、消費者庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、關係行政機關の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

第三節 審議會等

（設置）

第五条の二 消費者庁に、食品衛生基準審議會を置く。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより消費者庁に置かれる審議會等は、次のとおりとする。

消費者安全調査委員会

消費者教育推進会議

（食品衛生基準審議會）

第五条の三 食品衛生基準審議會は、食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 食品衛生基準審議會の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、食品衛生基準審議會の組織及び委員その他の職員その他食品衛生基準審議會に關し必要な事項については、政令で定める。

（消費者安全調査委員会）

第五条の四 消費者安全調査委員会については、消費者安全法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（消費者教育推進会議）

第五条の五 消費者教育推進會議については、消費者教育の推進に關する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第三章 消費者委員会

（設置）

第六条 内閣府に、消費者委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる重要事項に關し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、關係各大臣又は長官に建議すること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項

ロ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項

ハ 景品類等の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する重要事項

ニ 物価に関する基本的な政策に関する重要事項

ホ 公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する重要事項

ヘ 消費生活の動向に関する総合的な調査に関する重要事項

二 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、前号に規定する重要事項に関し、調査審議すること。

三 消費者安全法第四十三条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること。

四 消費者基本法、消費者安全法（第四十三条を除く）、制販売法、特定商取引に関する法律、預託等取引に関する法律、食品安全基本法、消費者教育の推進に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、食品表示法、食品衛生法、日本農林規格等に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）及び公益通報者保護法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（職権の行使）

第七条 委員会の委員は、独立してその職権を行う。

（資料の提出要求等）

第八条 委員会はその所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（組織）

第九条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第十条 委員及び臨時委員は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（委員の任期等）

第十一条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（委員長）

第十二条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（事務局）

第十三条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

（政令への委任）

第十四条 第六条から前条までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2 政府は、消費者委員会の委員について、この法律の施行後二年以内の常勤化を図ることを検討するものとする。

3 政府は、この法律、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）及び消費者安全法（以下「消費者庁関連三法」という。）の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況、消費生活相談等に係る事務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の利益の擁護及び増進を図る観点から、消費者の利益の擁護及び

増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方を見直すとともに、当該法律について消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、消費生活センター（消費者安全法第十条第三項に規定する消費生活センターをいう。）の法制上の位置付け並びにその適正な配置及び人員の確保、消費生活相談員の待遇の改善その他の地方公共団体の消費者政策の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、適格消費者団体（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。以下同じ。）による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二十二年四月二十四日法律第二十六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条第三項及び第四項、第四条、第八条、第九条、第十二条第二号及び第四号、次条並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日
附 則 （平成二十四年八月二二日法律第六一号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二十四年九月五日法律第七七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 （平成二五年六月二八日法律第七〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二七年九月九日法律第六五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二條、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二條、第三十四条並びに第三十七条の規定 平成二十八年一月一日

附 則 （平成二七年九月二二日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二九年六月二三日法律第七〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成三〇年六月一三日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第二条の規定、第三条中と畜場法第二十条の改正規定並びに第四条中食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十七条第一項第四号、第三十九条第二項及び第四十条の改正規定並びに附則第八条、第十五条から第二十一条まで及び第二十四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （平成三〇年七月二五日法律第七八号） 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月三十一日法律第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年六月二二日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年二月一六日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年五月二六日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。